江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

制定　令和４年１１月３０日　江地第３１６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、肥料価格高騰により経済的な影響を受けている農業者の負担を軽減し、営農意欲の向上と農業経営の安定を図るため、化学肥料の使用量の２割低減に向けた取組を実践する農業者等が組織する地域農業再生協議会（以下「取組実施者」という。）が行う、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５５号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第５の（３）及び（４）（及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５６号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）別記３及び別記４または第４の３及び４の「肥料価格高騰対策事業」、さが肥料価格激変緩和事業費補助金交付要綱（令和４年９月２７日付け農経第１２９３号）及び肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）に基づく事業に要する経費を、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金の交付については、江北町補助金等交付規則（昭和６１年３月３１日規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象経費及び補助率）

第２条　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表１に定めるとおりとする。

２　取組実施者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　取組実施者は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付の申請）

第３条　取組実施者が事業に要する経費の交付申請書は様式第２－１号のとおりとし、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

（１）（様式第１号）化学肥料低減計画書

（２）（様式第２－２号）事業実施経費内訳書

（３）（様式第２－３号）江北町肥料価格高騰対策支援事業取組計画書

（４）（様式第３号）参加農業者名簿

（５）所要額の算出根拠となる証拠書類

（６）前５号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第４条　町長は、前条の申請があったときは、その内容について審査を行い、取組実施者に別表１に定める補助金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに様式第５号により通知するものとする。

（交付の条件）

第５条　補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）補助事業の内容を変更する場合においては、町長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表１に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。

（３）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

（４）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

（５）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

２　前項第２号の規定により、町長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第４号のとおりとする。

（実績報告）

第６条　実績報告書は、様式第６号のとおりとする。

２　交付の申請をした取組実施者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、参加農業者毎に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　交付の申請をした取組実施者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第７号により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

４　第１項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後３０日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の２月２８日のいずれか早い日とし、その提出部数は１部とする。

（補助金等の額の確定）

第７条　町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、様式第８号により当該補助事業者等に通知するものとする。

（補助金等の交付）

第８条　補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等の完了後に交付するものとする。ただし、町長が補助事業等の性質上適当と認めるときは、補助金等の全部又は一部を概算又は前金で交付することができる。

２　補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、様式第９号を町長に提出しなければならない。

（取組の中間報告等）

第９条　事業を実施したときにあっては、取組実施者は、様式第１０号により、令和５年１２月末日までに町長に取組中間報告書を提出するものとする。

２　前項の提出を受けた町長は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

（事業実施状況報告）

第１０条　取組実施者は、参加農業者が作成する様式第１１号に定める化学肥料低減実施報告書をもとに、様式１２－１号に定める取組実施状況報告書を作成し、町長が別に定める日までに町長に提出するものとする。

２　前項の確認を円滑かつ適正に行うため、町長は、取組実施者に対し、化学肥料の低減の取組に関する記録を保存するよう指導しなければならない。

附　則

この要綱は、令和４年１１月３０日から施行する。

別表１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 対象経費 | 補助率 | 重要な変更 |
| 肥料価格高騰対策支援事業費補助金 | 国が作成した肥料価格高騰対策事業実施要領に定める取組実施者が、同実施要領に基づき化学肥料の２割低減に向けて取り組む実施者に対し補助金を交付する取組 | 　国及び佐賀県農業再生協議会が定める実施要領等に基づき化学肥料の２割低減に向けて取り組む農業者に対し、地域農業再生協議会が補助する経費令和４年６月から１０月までの間に適用された価格で取組実施者に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料購入費（当年肥料費）のうち前年からの肥料費上昇分に係る経費の一部とし、具体的には下記の方法により算定する。【秋肥（令和４年６月～１０月購入肥料）】補助金額=(当年の肥料費-(当年の肥料費÷上昇率÷0.9))×0.7×0.15以内※補助金額は取組実施者ごとに算定したものの総額を限度とする。※上昇率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農産局長が定めるものとする。※支援の対象となる肥料は、「肥料の品質の確保等に関する法律」が適用され、銘柄が国又は県に登録若しくは届出されているものとする。 | 定額補助とする。 | １補助事業者の変更２補助事業の中止又は廃止３補助事業者における補助金の増 |



**様式第２－1号**

年 月 日

江北町長

取組実施者

代表者氏名

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金等交付申請書

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第３条の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 年度 | 補助事業等の名称 | 江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金 |
| 交付申請金額 | 円 |
| 補助事業等の完了予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 添付書類 | ・様式第１号（化学肥料低減計画書）・様式第２－２号（事業実施経費内訳書）・様式第２－３号（取組計画書）・様式第３号（参加農業者名簿）・所要額の算出根拠となる証拠書類 |

**様式第２－２号**

事業実施経費内訳書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助対象経費 | 交付申請金額 | 経費の根拠 | 備考 |
| 肥料価格高騰対策支援事業費補助金 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

**様式第２－３号**

江北町肥料価格高騰対策支援事業取組計画書（取組実績報告書）

|  |  |
| --- | --- |
| 秋用肥料分 | 春用肥料分 |
|  |  |

（注）該当するものに〇を付けること

第１　取組実施者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 取組実施者名 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 取組実施者の住所 | 〒 |
| 事業担当者の連絡先 | 所属・役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

第２　参加農業者の概要

様式第３号のとおり。

|  |
| --- |
| 参加農業者数（件） |
|  |

第３　所要額

　　○,○○○円（秋用肥料分/春用肥料分）

　　（注）括弧内はいずれかを選択すること

　　　内　訳　国補助金　　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　県補助金　　　　金　　　　　　　　　　　円（秋肥のみ）

　　　　　　　　町補助金　　　　金　　　　　　　　　　　円（秋肥のみ）

第４　誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、補助金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下の内容について誓約・同意する | チェック欄 |  |
| １　本事業に係る報告や立入調査について、江北町長等から求められた場合に応じます。２　取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管し、江北町長又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。３　以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。ア　取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合イ　正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合（注）誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に〇を記載すること。 |



**様式第４号**

年 月 日

江北町長

取組実施者

代表者氏名

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金等変更申請書

○年○月○日付け第○○号で補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第５条第２項の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 年度 | 補助事業等の名称 | 江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金 |
| 変更の理由 |  |
| 変更後の交付申請額 | 円 |
| 変更の年月日 | 年　　月　　日（予定） |
| 添付書類 | ・様式第１号（化学肥料低減計画書）・様式第２－２号（事業実施経費内訳書）・様式第２－３号（取組計画書）・様式第３号（参加農業者名簿）・所要額の算出根拠となる証拠書類 |

**様式第５号**

番　　　号

年　月　日

取組実施者

代表者氏名

江北町長

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書

　〇年〇月〇日付けで申請のあった補助金等の交付について、内容審査の結果、適当と認められるので、江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第４条の規定に基づき通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 年度 | 補助事業等の名称 | 江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金 |
| 交付決定金額 | 円 |
| 交付条件 |  |

 **様式第６号**

 　年　月　日

江北町長

取組実施者

代表者氏名

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金取組実績報告書

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第６条の規定に基づき、次のとおり実績を報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 年度 | 補助事業等の名称 | 江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金 |
| 補助事業の完了年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日　 |
| 補助金等の交付決定金額 | 円 |
| 補助金等の既交付金額 | 円 |
| 添付書類 | ・様式第１号（化学肥料低減計画書）・様式第２－２号（事業実施経費内訳書）・様式第２－４号（取組実績報告書）・様式第３号（参加農業者名簿）・所要額の算出根拠となる証拠書類 |

（注）１　取組計画書に変更があったときは、取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること（標題を「江北町肥料価格高騰対策支援事業取組計画書」から「江北町肥料価格高騰対策支援事業取組実績報告書」に変更すること）。

２　添付書類については、以下を添付すること。

（１）江北町肥料価格高騰対策支援事業取組実績報告書（様式第２－３号の別添を実績報告書としたものと同様式第２－４号を言う）。

（２）交付申請書又は変更申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

**様式第７号**

　年　月　日

江北町長

取組実施者

代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

○年○月○日付け第○○号で補助金交付決定の通知があった江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金について、江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第６条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　適正化法第１５条に基づく補助金の額の確定額

金　　　　　　円

　　（　　年　月　日付け　第　　号による額の確定額）

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　　　　　円

４　補助金返還相当額

金　　　　　　円

**様式第８号**

番　　　号

年　月　日

取組実施者

代表者氏名

江北町長

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 年度 | 補助事業等の名称 | 江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金 |
| 補助金の交付決定金額 | 円 |
| 補助金の交付確定金額 | 円 |

**様式第９号**

年　月　日

江北町長

取組実施者

代表者氏名

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金等交付請求書

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき、次のとおり請求します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助年度 | 年度 | 補助事業等の名称 | 江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金 |
| 補助金等の交付決定金額 | 円 |
| 補助金等の交付確定金額 | 円 |
| 補助金等の既交付金額 | 円 |
| 交付請求金額 | 円 |
| 今回請求後の未請求金額 | 円 |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行　信金農協　漁協　　　　　店信組 |
| 口座番号 | 当座　・　普通 |
| （フリガナ） |  |
| 口座名義人 |  |

**様式第１０号**

年　月　日

江北町長

取組実施者

代表者氏名

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金取組中間報告書

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

取組の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 取組メニュー | 取組の実施状況 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（注）

１　取組メニューには、取組実施者において取り組んでいるメニューを記入し、適宜、行を追加すること。

２　参加農業者が、中間期間までにどのような取組を行ったのか、また、取組前と比べてどの程度取組が進んでいるか、使用記録等を参照し記入してください。

****

**様式第１２－１号**

　年　月　日

江北町長

〇〇農業再生協議会

代表者氏名

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金取組実施状況報告書

江北町肥料価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第１０条第１項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（添付資料）

* 様式第１１号
* 様式第１２－２号
* その他、町長等が必要と認める書類

別添

江北町肥料価格高騰対策支援事業取組実施状況報告書

第１　取組実施者名

|  |
| --- |
|  |

第２　事業の取組概要

|  |  |
| --- | --- |
| 参加農業者数（件） | 取組面積（ha） |
|  |  |

　第３　取組実績

|  |  |
| --- | --- |
| 　取組メニュー | 取組の実績 |
| ア　土壌診断による施肥設計 |  |
| イ　生育診断による施肥設計 |  |
| ウ　地域の低投入型の施肥設計の導入 |  |
| エ　堆肥の利用 |  |
| オ　汚泥肥料の利用（下水汚泥等） |  |
| カ　食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外） |  |
| キ　有機質肥料（指定混合肥料等を含む。）の利用 |  |
| ク　緑肥作物の利用 |  |
| ケ　肥料施用量の少ない品種の利用 |  |
| コ　低成分肥料（単肥配合を含む。）の利用 |  |
| サ　可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む。） |  |
| シ　局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用 |  |
| ス　育苗箱（ポット苗）施肥の利用 |  |
| セ　化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く。） |  |
| ソ　地域特認技術の利用（　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

（注）参加農業者が、実施期間を通じてどのような取組を行ったか、また、その結果として、取組前と比べてどの程度の化学肥料の低減が図られたかを、使用記録等を参照し、できる限り定量的に記入してください。

別添

第４　化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画

|  |
| --- |
|  |

